



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 618 平成19年度第1次自衛官募集 (市町村課)
- 619 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 620 " ( " )
- 621 " ( " )
- 622 " ( " )
- 623 " ( " )
- 624 " ( " )
- 625 " ( " )
- 626 " ( " )
- 627 " ( " )
- 628 " ( " )
- 629 " ( " )
- 630 " ( " )
- 631 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 632 " ( " )
- 633 貸金業の登録の取消し (商工観光労働総務課)
- 634 紀の川土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 635 土地改良区の定款変更認可 ( " )
- 636 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 637 " ( " )
- 638 保安林予定森林 ( " )
- 639 和歌山海区における共同漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等 (資源管理課)
- 640 和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等 ( " )
- 641 建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定 (都市政策課)
- 642 道路の位置の指定 ( " )
- 643 " ( " )
- 644 " ( " )
- 645 " ( " )

### ○ 公安委員会公告

道路交通法の規定に基づく免許関係事務の委託に関する公示をする掲示板の設置場所

## 告 示

### 和歌山県告示第618号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成19年度第1次募

集について、次のとおり告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 募集種目及び採用時期

- (1) 募集種目  
2等陸・海・空士
- (2) 採用予定時期  
7・8月要員(男子)

### 2 受付期間

平成19年6月1日(金)まで

### 3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 4 志願手続

#### (1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同募集案内所及び地域事務所に請求すること。(別表参照)

#### (2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

#### (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

### 5 試験期日、試験種目及び試験場

試験期日	試験種目	試験場
平成19年6月2日(土)	1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査	和歌山市内 *試験日時、会場は受付時に知らせる。

### 6 合格発表

- (1) 合格者には、採用予定通知書を送付する。
- (2) 不合格者には通知しない。

(3) 通知時期については、試験時に知らせる。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

名称	所在地	電話番号
本部	〒640-8287 和歌山市築港1丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F	073-432-4479
海南募集案内所	〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F	073-483-4481
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F	0735-21-3449

和歌山県告示第619号

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成17年4月20日から平成18年11月10日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第620号

和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同

条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県日高郡日高町
- 2 調査を行った時期  
平成16年4月20日から平成17年10月18日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県日高郡日高町大字原谷の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第621号

和歌山県御坊市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期  
平成17年5月19日から平成19年3月12日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県御坊市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市熊野の一部地区
- 5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第622号

和歌山県和歌山市谷・上黒谷・北別所・上野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成17年6月1日から平成19年2月13日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市谷・上黒谷・北別所・上野の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市谷・上黒谷・北別所・上野の各一部地区

5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第623号

和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称  
和歌山県御坊市  
2 調査を行った時期  
平成17年5月19日から平成19年2月28日まで  
3 成果の名称  
和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県御坊市藤田町吉田の一部地区

5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第624号

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町  
2 調査を行った時期  
平成17年5月1日から平成19年2月26日まで  
3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区

5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第625号

和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第

19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町  
2 調査を行った時期  
平成17年5月1日から平成19年2月26日まで  
3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字長谷川の一部地区

5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第626号

和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田郡有田川町  
2 調査を行った時期  
平成17年5月1日から平成19年2月26日まで  
3 成果の名称  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域  
和歌山県有田郡有田川町大字西ヶ峯の一部地区

5 認証年月日  
平成19年4月27日

和歌山県告示第627号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町  
2 調査を行った時期  
平成17年5月16日から平成19年2月7日まで  
3 成果の名称

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字中里の一部地区

5 認証年月日

平成19年4月27日

和歌山県告示第628号

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成17年4月15日から平成19年2月9日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町江住の一部地区

5 認証年月日

平成19年4月27日

和歌山県告示第629号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成17年4月15日から平成19年2月13日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区

5 認証年月日

平成19年4月27日

和歌山県告示第630号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地

籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町

2 調査を行った時期

平成17年4月15日から平成19年1月10日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区

5 認証年月日

平成19年4月27日

和歌山県告示第631号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田歯 50-19	まさご歯科口腔外科クリニック	田辺市南新町111	平成 19.4.3

和歌山県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市医 51-19	あまの内科クリニック	有田市宮崎町字箕川120番地1	平成 19.5.1

和歌山県告示第633号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第37条第1項の規定により、次の者について貸金業の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 商号又は名称 アトムファイナンス

2 氏名 中山二

3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市湊4丁目8

番34号 グランディールMK201号

- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01422号
- 5 登録年月日 平成18年8月21日
- 6 行政処分の年月日 平成19年4月25日
- 7 行政処分の内容 登録の取消し
- 8 行政処分の理由 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号に該当するため

和歌山県告示第634号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 就任した役員
 

職名	氏名	住所
理事	松永茂夫	橋本市柏原280番地の1
理事	川口由員	紀の川市北勢田953番地
- 2 退任した役員
 

職名	氏名	住所
理事	笠原聖	橋本市柏原278番地
理事	藤原芳光	紀の川市北勢田115番地

和歌山県告示第635号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新六箇井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第636号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字戸津井字向井原619の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 漁港施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第637号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字戸津井字向井原619の4
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第638号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字平原851の1
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第639号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における共同漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁坂吉伸

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間
和共第 55 号	東牟婁郡太地町地先	第 1 種 共同漁業	あおさ漁業 あまのり あらめ あおのり あんとかくめ かじめ つのまた てんぐさ ひじき ふのり もずく あこやがい あさり あわび かさ さざえ とこぶし ばかがい はまぐり まがさがい いせえび うに えむし たこ なまこ 雑魚小型定置漁業 雑魚網代網 磯魚建網 かに刺網 くるまえび刺網 ひらめ底刺網 うっぱ籠	1 月 1 日から 1 月 2 日 3 1 日 まで	次の基点第 318 号、ア、イ、ウ、基点第 336 号、オ、エ及び基点第 335 号の各点を順次に結んだ線と、最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点第 331 号、カ及び基点第 330 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた那智勝浦町地先の区域を除く。 基点第 318 号 東牟婁郡太地町、那智勝浦町界に設置した標識 基点第 319 号 東牟婁郡太地町梶取崎突端に設置した標識 基点第 320 号 東牟婁郡太地町燈明崎突端山見後展望台下に設置した標識 基点第 325 号 東牟婁郡太地町太地、森浦界に設置した標識 基点第 330 号 東牟婁郡那智勝浦町大字二河、宇大浦界に設置した標識 基点第 331 号 東牟婁郡太地町太地、那智勝浦町大字二河界に設置した標識 基点第 335 号 東牟婁郡太地町太地、那智勝浦町大字湯川界に設置した標識 基点第 336 号 東牟婁郡太地町地先鯉島に設置した標識 基点第 340 号 東牟婁郡那智勝浦町福井の鼻に設置した標識 ア 基点第 318 号から 135° - 33' 1, 000 m の点 イ 基点第 319 号から 137° - 33' 1, 000 m の点 ウ 基点第 320 号から 46° - 33' の方位線とオ及び基点第 336 号見通し線との交点 エ 基点第 335 号から 137° - 23' 220 m の点 オ 基点第 340 号から 261° - 33' の方位線上同基点と対岸との中央の点 カ 基点第 330 号から、筆島東端見通し線と基点第 331 号から基点第 325 号見通し線との交点	旧太田村地先における第 1、2 種共同漁業については、勝浦漁業協同組合の入漁を拒んではならない。	告示の日から 3 か月以内	告示の日から 30 日間	東牟婁郡太地町	免許の日から平成 25 年 8 月 31 日まで

和歌山県告示第640号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、和歌山海区における区画漁業の免許の内容たるべき事項及び申請期間等を次のように定める。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場の区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	地元地区	存続期間
和特区 第755号	東牟婁郡太地町 小長井地先	第1種 区画漁業	魚類小割式 養殖業	1月1日から 12月31日ま で	漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第324号 東牟婁郡太地町小長井、通称えびすの鼻北端に設置した標識 ア 基点第324号から 276° - 30' 125mの点 イ 基点第324号から 245° - 18' 242mの点 ウ 基点第324号から 229° - 15' 221mの点 エ 基点第324号から 248° - 02' 77mの点	この区域内に 2,592㎡を超 えて生簀を敷 設してはなら ない。	告示の日か ら3か月以 内	告示の日 から30 日間	東牟婁郡太地町	免許の日から 平成20年8月31日まで



和歌山県告示第641号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 中間検査を行う区域  
和歌山市を除く和歌山県全域
- 2 中間検査を行う期間  
平成19年6月20日から平成22年3月31日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

次に掲げる建築物で新築するもの

- (1) 一戸建て住宅（兼用住宅を含む。）、長屋又は共同住宅で、階数が2以上かつ延べ面積が50㎡を超えるもの（法第7条の3第1項第1号に規定する共同住宅を除く。）
  - (2) 法別表第一（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途に供する建築物で延べ面積が1,000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの
- 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程  
次の表の左欄に掲げる構造の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表右欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。

構 造	特 定 工 程	特定工程後の工程
木造	土台、柱、はり及び筋かいを金物により接合する工事（枠組壁工法又は木質系プレハブ工法（平成13年国土交通省告示第1540号に定める工法をいう。）による場合にあっては、壁を設置する工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事（配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取り付け工事、平屋については、屋根床版の配筋工事又は建方工事）の工程	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）の工程
その他の構造	屋根の工事の工程	壁の外装工事又は内装工事の工程
混構造	主たる構造の工程に準ずる。	主たる構造の工程に準ずる。

5 適用除外

次に掲げる建築物については、中間検査の対象としない。

- (1) 丸太組構法（平成14年国土交通省告示第411号に規定する構法）を用いた建築物
- (2) 法第85条の適用を受ける建築物

6 その他特定行政庁が必要と認める事項

2に規定する期間内に、法第6条第1項の規定による確認の申請書を受付した建築物及び法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を受付した建築物で2に規定する期間以後に4に規定する特定工程に係る工事を完了するものは、中間検査の対象とする。

一部、290番1の一部、292番1の一部、300番の一部	7号 奈和商事株式会社 代表取締役 佐野努			
------------------------------	-----------------------	--	--	--

和歌山県告示第642号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者所名 住氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2918	岩出市曾屋字中溝287番の	奈良県五條市二見5丁目1番	平成19.4.25	6.00 6.00	26.50 70.32

和歌山県告示第643号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者所名 住氏	指 定 年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2919	岩出市赤垣内字宮99番1の一部、99番3、100番3の一部、100番4の一部、102番の一部、103番2の一部、岩出市曾屋字宮1番の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛	平成19.4.25	6.00 5.00 5.00 6.00	77.86 25.80 22.90 15.68

和歌山県告示第644号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2925	岩出市尼ヶ辻 字辻田44番の 一部、48番1 の一部	岩出市尼ヶ辻 40番地の5 株式会社ツイ ンズ 代表取締役 中山敦詞	平成 19.4.25	6.00	98.16

和歌山県告示第645号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年5月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	指定位置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2896	橋本市向副字 大西島45-1の 一部、45-2の 一部、賢堂字 冷田129-2の 一部	紀の川市名手 市場1281番地 榎本文博	平成 19.4.27	4.00	60.18
				～	
				4.50	
				6.00	50.06

公安委員会公告

和歌山県公安委員会公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定による免許関係事務の委託に関する公示をする公安委員会の掲示板の設置場所を次のとおり定める。

平成19年5月11日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山市西1番地

交通センター庁舎